

★東千葉メディカルセンター 地域医療連携運用方法

地域医療連携を推進するための具体的な運用方法は下記のとおりです。

連携医の登録

登録医を希望される医療機関は「地域医療連携室」へご登録申請書をお送り下さい。

登録期間

登録期間は1ヶ年とし、登録医、センターの双方から特別の申し出がない場合は自動的に延長します。

登録費用

登録に関する費用は一切かかりません。

登録医の当院の利用等

- 登録医は、次の事項について利用等が可能となります。
 - 1) 登録医証を作成します。
 - 2) センタープラザに登録医療機関を掲示します。
 - 3) 来院時に着用する名札を準備します。
 - 4) 医療機器の利用（共同利用）ができます。
 - 5) 共同診療病床の利用ができ、主治医による病状説明を行います。
 - 6) 院内情報の提供（広報、外来担当医表、医師案内等）を行います。
 - 7) 院内研修施設（図書室等）の利用ができます。
 - 8) 紹介患者の症例検討会等勉強会への参加することもできます。

病院来院時の手順等

- 1) 駐車場は、センター南側の奥四列又は東側バスターミナル駐車場を利用してください。
1 (別図のとおり)
- 2) 来院時間について
 - ① 時間内（午前8時30分～午後5時15分）
 - ・来院の際には総合受付(1階)にお越し下さい。当方で地域医療連携室の担当者に連絡します。また、備え付けの名簿に記入のうえ白衣と登録医の名札をお渡ししますの着用して下さい。
 - ・休憩室は外来診察棟2階の総合医局に用意してありますので利用して下さい。
 - ② 時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ・時間外、休日等については地域医療連携室が不在のため、救急事務当直受付で対応いたします。備え付けの名簿に記入のうえ白衣と登録医の名札をお渡ししますので着用して下さい。
- 3) センター担当医との打ち合わせ、センター内症例検討会への参加、検査、手術への立ち会い、見学などについて申し出て下さい。
 - ・当日ですと都合によりお応えできずご迷惑をおかけすることもありますので、でき

東千葉メディカルセンター 地域医療連携運用方法

地域医療連携を推進するための具体的な運用方法は下記のとおりです。

連携医の登録

登録医を希望される医療機関は「地域医療連携室」へご連絡下さい。登録手続き用紙一式を送付します。

登録期間

登録期間は1ヶ年とし、登録医、センターの双方から特別の申し出がない場合は自動的に延長します。

登録費用

登録に関する費用は一切かかりません。

登録医の当院の利用等

- 登録医は、次の事項について利用等が可能となります。
 - 9) 登録医証を作成します。
 - 1 0) 来院時に着用する名札を準備します。
 - 1 1) 医療機器の利用（共同利用）ができます。
 - 1 2) 共同診療病床の利用ができ、主治医による病状説明を行います。
 - 1 3) 院内情報の提供（広報、外来担当医表、医師案内等）を行います。
 - 1 4) 院内研修施設（図書室等）の利用ができます。
 - 1 5) 紹介患者の症例検討会等勉強会への参加することもできます。

病院来院時の手順等

- 4) 駐車場は、センター南側の奥四列又は東側バスターミナル駐車場を利用してください。
1 (別図のとおり)
- 5) 来院時間について
 - ③ 時間内（午前8時30分～午後5時15分）
 - ・来院の際には総合受付(1階)にお越し下さい。当方で地域連携室の担当者に連絡します。また、備え付けの名簿に記入のうえ白衣と登録医の名札をお渡ししますので着用してください。
 - ・休憩室は外来診察棟2階の総合医局に用意してありますので利用して下さい。
 - ④ 時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ・時間外、休日等については地域医療連携室が不在のため、救急事務当直受付で対応いたします。備え付けの名簿に記入のうえ白衣と登録医の名札をお渡ししますので着用してください。
- 6) センター担当医との打ち合わせ、センター内症例検討会への参加、検査、手術への立ち会い、見学などについて申し出て下さい。

- ・当日ですと都合によりお応えできずご迷惑をおかけすることもありますので、できる限り事前に地域医療連携室に連絡してください。